

令和2年6月1日

関係社各位

税理士法人 久保田会計事務所  
代表社員 久保田 博之

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する弊社の対応方針について

税理士法人久保田会計事務所は、新型コロナウイルス感染症に対して、お客様、関係企業様、弊社職員およびそのご家族の安全・健康確保に考慮し、以下の対応を実施しております。

5月25日に全国的に緊急事態宣言が解除されましたが、この先に第二波、第三波が到来すると言われており、予断を許さない状況が続いております。また、事務所には、遠方からの通勤者も多く、当事務所が新たなクラスターになることも避けなければなりません。関係各位には大変なご迷惑をおかけしますが、税務申告業務等、必要な業務の継続を期すため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【業務方針】

メール、電話、WEB会議システムを有効に活用し、コミュニケーションに支障のないよう努めます。資料の受け渡しについては、メール又はファックスにより、やむを得ない場合には郵送でのやりとりにご協力を御願い致します。

お客様へ訪問する際は、状況を鑑みて訪問が可能かどうか必要に応じて御相談の上、訪問させていただきます。

### 【社員の行動方針】

以下の事項を周知徹底します。

#### 1. 基本事項

- ・ 出社前検温、37.5度以上の場合自宅待機
- ・ 体調不良を感じた場合の積極的な自宅待機
- ・ 同居家族が感染した場合の自宅待機（2週間）
- ・ 所内・顧客訪問時・交通機関利用時のマスク着用
- ・ 帰所時の手洗い、うがい、入室前のアルコール消毒
- ・ 6時間以上の睡眠確保
- ・ マイカー・社用車・自転車による通勤
- ・ 混雑した電車・バスを利用しない（時差出勤の活用を推奨）
- ・ 可能な担当職員の在宅勤務

## 2. 禁止事項

- ・ 海外旅行
- ・ 多量飲酒

## 3. 自粛事項

- ・ 国内旅行（マイカー使用を除く）
- ・ 5人以上での集会、外食等
- ・ 繁華街への移動
- ・ 密集・密閉・密接施設の利用（ジム、ライブハウス、ナイトクラブ等）
- ・ 遠方への出張（車移動を除く）

### 【所内環境整備】

- ・ ドアノブ、スイッチ、階段手摺の消毒液による消毒（1日2回）
- ・ 事務所入り口前での手指のアルコール消毒実施
- ・ 1時間毎の換気

### 【その他】

万が一当事務所に感染者が発生した場合は、2週間事務所を閉鎖しリモートワークとWEB会議によるテレワークにより、申告業務等に支障の無いよう努めます。なお、担当する会計事務所に感染者が発生した場合には、やむを得ない事情として申告期限の延長が、国税庁より認められております。

今後も社内外への感染被害抑止と弊社社員の安全・健康確保を最優先に、政府での発生段階区分に合わせた行動計画に基づき、対応方針を迅速に決定してまいります。

何かご不明な点がございましたら、弊社担当者までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以 上